

今期(第11期)の国際小委員会の進め方について(案)

1 背景

第10期の国際小委員会においては、第9期の国際小委員会から引き続き検討することとなっていた4つの項目((1)国際裁判管轄及び準拠法に関する国際ルール形成の在り方、(2)インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方、(3)著作権保護に向けた国際的な対応の在り方、(4)知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方)のうち、特に、「インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方」について議論を行った。第10期の国際小委員会の報告書の概要は以下の通りである。

○著作権分科会報告書の概要

第3部の国際小委員会において今後の検討課題や課題に関して、以下の通り記述されている。(四角囲み内の表現は「分科会報告書」からの抜粋。また()内は「分科会報告書」の該当頁数。)

①「第1章第1節 コンテンツ業界の著作権侵害の実態と課題」(107頁)

政府としては、今後とも引き続き状況の把握に努めるとともに、特に以下の点について検討を進めていく必要がある。

- 現在、中国・韓国・台湾との間で政府間協議を実施しているところ、我が国のコンテンツ企業の動向を踏まえつつ、その対象国を東南アジア等にも広げていくことが望まれる。
- また、権利者単独では、費用負担や体制の面で限界があり、個別対応が困難な現状を踏まえると、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)など、権利者がまとまって権利行使をした方が、インパクトの点で抑止効果が高いと思われることから、団体として連携するための体制強化の必要があり、政府としても支援方策について検討していく必要がある。

②「第1章第2節 各国・地域における取組」(109頁)

コンテンツ業界等からのヒアリングにおいて、インターネット上の著作権侵害対策として、日本でもスリーストライク制度の導入について関心が示され、また要望が述べられた。また、これとは別に、制度に関して検討すべき点として、ISPの責任制限の問題、発信者情報開示の問題、著作物登録制度の問題、リーチサイトの問題などが指摘された。これらの論点は、国際的な著作権侵害特有の問題ではなく、法制度一般の問題でもあり、今後、しかるべき場において、さらに幅広い観点から検討されるべき課題であると思われる。政府としては今後とも諸外国・地域の動向を注視していく必要がある。

③「第2章第1節 WIPOにおける議論の動向」（110頁～112頁）

1 視聴覚実演の保護及び放送機関の保護について

放送機関の保護に関する条約、視聴覚的実演の保護に関する条約については、早期合意が得られるよう、我が国としても、引き続き議論を積極的に促進していくことが必要である。

2 権利制限と例外について

急速に国際的な議論がなされている状況を考慮し、その動向を注視するとともに、スリーステップテストの考え方にに基づき、我が国の対応の在り方について、引き続き議論を行うことが必要である。

3 フォークロアの保護について

今後も、引き続き、平成18年報告における方針を踏まえつつ、国際的な議論の動向に留意し、引き続き議論を行うことが必要である

④「第2章第3節 二国間協議等の状況」（115頁）

今日の著作権を巡る問題への対処には国際的な対応が不可欠であり、今後とも政府レベルでの協議の重要性にかんがみ、二国間の枠組みの位置付けをさらに強化・拡大させるとともに、多国間のネットワークの更なる強化が求められる。

2 検討の進め方

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、誰もが簡単に、著作物を複製し、送信・編集を行うことが可能となり、コンテンツがインターネットを介して迅速かつ大規模な侵害にさらされている状況は深刻であり、各国や国際会合において、様々な取組の検討がなされている。

また、知的財産推進計画 2011 においてもインターネット上の著作権侵害の抑止に各省が連携して取り組むことが盛り込まれ、G8サミット首脳宣言においても、各国におけるインターネット上の知財保護の取り組みの重要性がうたわれている（参考参照）。

第11期の国際小委員会においては、このような状況の認識を持ちながら、第10期における国際小委員会の検討結果を踏まえ、以下の通り検討を進めることとする。

「(2) インターネットによる国境をこえた海賊行為に対する対応の在り方」については、引き続き、実態及び海外における状況について関係者からの情報や各国における

取組等を把握し、二国間協議等の枠組みの強化・拡大、多国間ネットワークの更なる強化にむけた取組状況を踏まえつつ、必要な対応についての検討を行う。

また、「(3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方」及び「(4) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方」に該当する国際的な議論に関わる事項としては、WIPOの遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）における動向を踏まえ、伝統的文化表現（フォークロア）の保護についての検討を進め、また、権利制限と例外の議論については、WIPOの著作権等常設委員会（SCCR）の動向を踏まえて、検討を進めていくこととする。

3 スケジュール

第1回

- 議題
1. 今期の国際小委員会の進め方
 2. WIPOでの議論の動向（5月IGC、6月SCCRを中心に）
 3. その他（著作権関連の今後の予定）

第2回

- 議題
1. 関係者からのヒアリング（海外の状況等）
 2. WIPOでの議論の動向（7月IGC、WIPO総会を中心に）
 3. その他

第3回

- 議題
1. 関係者からのヒアリング（海外の状況等）
 2. WIPOでの議論の動向（11月SCCRを中心に）
 3. WIPOハイレベルフォーラムの結果報告
 4. 国際小委員会の審議報告について
 5. その他

(参考)

1. 「知的財産推進計画 2011」(2011年6月3日 知的財産戦略本部決定)

3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略

③グローバルな著作権侵害への対応を強化する。

【情勢認識】

デジタル化・ネットワーク化の進展によって、著作権侵害コンテンツがインターネットを通じてグローバルに横行している。例えば、人気が高い我が国のアニメやマンガは、国内公表後直ちに各国語の翻訳付きで海外サーバーにアップロードされ、不正流通が拡大している。また、グローバルなプラットフォームにおいても、我が国の著名書籍の海賊版が販売されている。こうした動きは、我が国のコンテンツのグローバル展開を図る上で、大きな障害となっている。国内の利用を念頭にした著作権侵害コンテンツについても、海外の投稿サイトなどが利用されることも少なくない。

海外の事業者がこうした不正流通に直接又は間接に関与する場合には、削除要請をしても実行までのハードルが高く、十分な対抗措置を採ることが困難である。これまでの国内対策に加え、グローバルなインターネット上の著作権侵害対策を強化する必要がある。

【施策例】

・インターネット上の著作権侵害の抑止

インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツを抑止する観点から、正当な権利者に関する情報を共有する仕組みを構築するため、国際的枠組での検討を進める。(短期)(文部科学省、経済産業省)

著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。(短期)(総務省、文部科学省、経済産業省)

二国間政府協議や知的財産保護官民合同代表団(政府と国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)により構成)の派遣を通じ、侵害発生国に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。また、海外のプロバイダーに対し、著作権侵害コンテンツを削除させるため、民間企業による一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活用を促進する。(短期)(経済産業省、文部科学省、総務省)

2. G8 ドーヴィル・サミット首脳宣言 (2011年5月26日～27日：フランス・ドーヴィル)

15. With regard to the protection of intellectual property, in particular copyright, trademarks, trade secrets and patents, we recognize the need to have national laws and frameworks for improved enforcement. We are thus renewing our commitment to ensuring effective action against violations of intellectual property rights in the digital arena, including action that addresses present and future infringements. We recognize that the effective implementation of intellectual property rules requires suitable

international cooperation of relevant stakeholders, including with the private sector. We are committed to identifying ways of facilitating greater access and openness to knowledge, education and culture, including by encouraging continued innovation in legal on line trade in goods and content, that are respectful of intellectual property rights.

(仮訳)

15 知的財産、特に著作権、商標、営業秘密及び特許の保護に関し、我々は、法執行を向上させるための国内法及び国内枠組みを備える必要性を認識する。我々はしたがって、現在及び将来の侵害への取組を含め、デジタル領域における知的財産権の侵害に対して効果的な行動を確保することに対する我々のコミットメントを新たにしている。我々は、知的財産に関する規律の効果的な実施には、民間セクターとの協力を含め、利害関係者による適切な国際協力が必要であることを認識する。我々は、物品及びコンテンツの合法的なオンライン取引における継続的なイノベーションの奨励によるものを含め、知的財産権を尊重し、知識、教育及び文化へのアクセス及び開放性の拡大を促進する方法を特定することにコミットする。(首脳宣言は以下の外務省HPに掲載されている。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/deauville11/index.html>)